

平成20年第2回玉城町議会定例会会議録(第3号)

1. 招集年月日 平成20年6月10日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成20年6月12日
4. 応召議員

1番	小林一則君	2番	風口尚君
3番	山本静一君	4番	高木市郎君
5番	鈴木加奈子君	6番	東谷富雄君
7番	小林豊君	8番	中瀬信之君
9番	山口和宏君	10番	奥川直人君
11番	野口繁君	12番	川西元行君
13番	前川夫君	14番	中野勇君

5. 不応召議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名
町 長 辻村修一君 副町長 坪井信義君
教育長 見並健一君 会計管理者 森島千里君
総務課長 中郷徹君 税務住民課長 松田幸一君
生活福祉課長 林裕紀君 建設産業課長 前田浩三君
農林商工課長 田畑良和君 上下水道課長 小林一雄君
病院老健事務局長 田間裕紀君 教育事務局長 辻誠君
総務担当課長補佐 田村優君 政策財政担当課長補佐 中村元紀君
教育委員長 松田隆作君 監査委員 松田隆生君
9. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 大南友敬君 同書記 高井美江君
同書記 中川泰成君

10. 提出議案

日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 議案第41号 玉城町敬老祝金支給条例の制定について(質疑)
- 第 3. 議案第42号 町税条例の一部改正について(質疑)
- 第 4. 議案第43号 玉城町福祉年金支給条例の一部改正について(質疑)

- 第 5 . 議案第 4 4 号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について(質疑)
- 第 6 . 議案第 4 5 号 玉城町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について(質疑)
- 第 7 . 議案第 4 6 号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について(質疑)
- 第 8 . 議案第 4 7 号 平成 2 0 年度玉城町一般会計補正予算(第 1 号)(質疑)
- 第 9 . 議案第 4 8 号 平成 2 0 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)(質疑)
- 第 1 0 . 議案第 4 9 号 平成 2 0 年度玉城町病院事業会計補正予算(第 1 号)(質疑)

(午前 9 時 0 分 開会)

議長(小林一則君)只今の出席議員数は 1 4 名で定足数に達しております。

よって、平成 2 0 年第 2 回玉城町議会定例会第 3 日目の会議を開会致します。

本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。

議長(小林一則君)日程第 1 . 会議録署名議員の指名を行いません。本日の会議録署名議員は会議規則第 1 2 0 条の規定により、議長において

1 4 番 中野 勇君 2 番 風口 尚君

の 2 名を指名致します。

議長(小林一則君) これより、各議案ごとに質疑を行います。それでは、日程第 2 . 議案第 4 1 号 玉城町敬老祝金支給条例の制定についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。1 1 番 野口繁君

1 1 番(野口繁君) この条例の中の第 2 条で、祝い金は毎年 9 月にその年の 8 月 3 1 日において、年齢が表にあるわけですがこれで、8 月 3 1 日に 7 5 歳で受けたと 8 0 歳の時点で息子の転勤等によそへ行ってしまった。8 0 歳の時には、8 月 3 1 日にはおらなかった 9 月 1 日の日に又帰ってきたという場合には、その人は抜けていくそういう対応はどのようにしていくかをお聞きしたいと思います。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) おっしゃる意味よくわかります。一日違いで支給ができるかできないかという問題だと思いますが、やはり1日違いを許してしまうと又2日違い、3日違い等出てきますので、やはり決まりは決まりということで第2条の規定どおりに8月31日に玉城町にお住まいの方という事でやっていきたいと思います。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 第5条の条例を定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるということで、別に定める要綱があるのかと思ひまして、どういふ要綱を別に定めるのかその要綱についてお聞かせ願ひたいと思います。

議長(小林一則君)生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) 先ほどに、関連をするのですがやはり、住民基本台帳がなかったとか、なんかの都合でずーと玉城に住んで見えてそんなことがあればそういうことを想定して、また町長と相談してやっていきたいという意味で含みを持たしているという意味もございます。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

(野口繁君) 今現在のところまだ決めていないということですか、

議長(小林一則君) 3番 山本静一君

3番(山本静一君) この目的に、もって高齢者の福祉の増進を寄与するとなっておりますが、福祉も医療福祉とか、児童福祉とかいろいろあると思いますが、ここでは広く社会福祉ととらえていいかと思ひます。そうしますと普通社会福祉といひますと、本によりますと読んでみますと身体保護を必要とする児童、母子家庭、高齢者、身体障害者など、社会的障害を持つ人々に対する援助育成、更生を図ろうとする社会的努力を組織的におこなうとなっておりますので、この点の目的は私の考える普通に考えるのと相違があるのではないかと思ひますが、その点どうでしょうか。

議長(小林一則君)生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) これにつきましては、敬老という事で高齢者の方を対象にさせて頂いておりますし又、このほかに身体障害者の方につきましては別に福祉年金というものを条例で制定しております。又母子家庭の方にもそれぞれの福祉施策の中で形は違ひますけれども、よく似たことで支給をさせて頂いているという事でございます。

議長(小林一則君) 3番 山本静一君

3番(山本静一君) この場合は、健康な方もそれぞれ支給されるわけですね。先程、課長福祉の関係でおっしゃられましたけれども福祉年金は、年額4千円そういうふうになっていると思ひますが、だから本当に助けを必要とする自分一人ではなかなか生活が困難という人に年額4千円、元気な方にもこう

いうふうな高齢者に1万円、2万円というんですがその点福祉の意味での対象の関係がどうもずれがあるように思いますが、他の条例と在宅介護など低いと思いますが、それらの整合性をどのように考えているのですか。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）今までこの敬老祝い金につきましては、条例の名の通り敬老年金という形で、同じような形で支給をしておったのが確かでございますが、今回はあくまでも節目節目でお祝いをお渡しするという意味でこういった一線、福祉の増進ということでは目的は書いてございますが、長寿を祝福するという意味で又別のものとして今回考えたという事でございます。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）以前はずーと年に1回この今回のように敬老、お年寄りを敬う御祝金として3千円で発足した。それが千円だけ上乘せされて4千円となって全ての方に支給されておりました。ところが差別的な扱いをされて税金を納入して見える方にはお祝いをしないという異常な事態が発生いたしました。私、ずーと問題にしてきた所でありまして、この度は所得制限を設けないという事でお祝いをする。しかもはっと思いましたのは後期高齢者医療という事で、小泉さんの進めてまいりました。そして2年前に国会では数の力でほんとうに国民の知らない間にお医者さんでも気がつかない間に、あの悪名高い後期高齢者医療というのが制定されたわけですが、これが75歳以上の方を本当に医療保険の面で差別的な扱いをするというものでした。ところが玉城町では75歳になったらお祝いをするというそういう事で今回提案をして頂いたこのことで少しでも気持ちが安らぐのではないかと、私はこのように思っています。そして長生きをして頂くということは大事なことでございますので、それにはやはり保健・福祉の面で向上していただくということが大事だと思っています。これに対する具体的なものというのは又後一般会計の中で、お伺いをしたいと思いますが、さてこの場合もし仮に特別養護老人ホーム等に入りますと住所を変えたり、又グループホームに入居の場合には玉城町の住民でございましてその入ることによって住所を変えるという事態が起こっているかと思っておりますが、今住所を変えなくていいようになっているのでしょうか。それであれば変えずに住むのですがもし仮にそれを変えたような場合には、この扱いはどうなるのでしょうか。お伺いをしたいと思います。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）その点につきましては、住所地特例とかいろんな介護はいろんな制度があり住所を移さなくてもいいというところもあり移さ

れる方も見えると思いますので、その場合には先ほど申しあげました第5条につきまして又、町長と相談しながら支給を考えていきたいとこのように考えております

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）考えるということは、除外されるということもあるということなんでしょうか。そう言うことであればそういったときにその本人さん或は、家族に方に言っていただけのようにお願いしたいと思います。広報でされましても所謂、役所言葉で書かれてあったりしまして分かりにくい言葉が多々ございます。その点で教育委員会にも私、修学援助の関係でお願いをしたりよそにいい例文がございますとご提示させてもらったりするのですけれども、除外されることもあるかもしれないとこういう事でございますか。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）先ほども申しあげておりますように今までずーと玉城におすまいになっていて、いろんな事情で施設へ入られたということがありますから、又他の町から玉城に入られてそれで住所を設けられるということもありますしその辺は、考え方には勿論この条例は玉城町にずーとお住まいになって、それでその方に長寿のお祝いをするというのが目的ですから、その目的に合致すると考えれば、又先ほどご答弁しましたとおり5条の通り町長と相談させて頂いて支給に向けて考えていきたいと、このようなことでお願いしたいと思います。

議長（小林一則君）3番 山本静一君

3番（山本静一君）三重自治研究センターのかわら版で、三重県の南勢の老人の人口が今、約3割だと極めて近い将来に4割になるという報告をしております。今現在の4千890万の予算でございますが、また後から出てくる算出基礎をお願いしたい。そうしますと5年10年後はどういうふうなシミュレーションをされたのか。その点をお聞きしたい。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）確かに5歳刻みという事ですから、今の玉城町の人口の1歳刻みのデータがありますので、そのデータを見れば来年はいくらになるのか、再来年はいくらになるのか、勿論ご不幸な方もお見えになるかと思っておりますけれども、転入されてくる方は非常に少ないと考えております。従いまして年齢構成をずーと見ていくとやはり伸びていくというようなシミュレーションは感じ取れますけれども、来年はいくら上がるかというような今手元に資料を持っておりませんが、来年はいくらかというのは立てることはできませんし再来年はいくらになるかということは立てることは

できます。ただそれは増加傾向にあるという高齢者の要因が含んでおるために増加をしていくシミュレーションを立てています。今山本議員のご質問のところで敬老扶助費を4千890万と言われましたが489万円ということですので。

議長（小林一則君）10番 奥川直人君

10番（奥川直人君）私も教育民生常任委員会の中で、この話を聞いてまいりました。そこで当初敬老年金から当初予算を含む段階で金額は別にしまして当初予算を決めたとそれで、今回最終6段階に分けて支給をしていくという中で、その当初予算の目的というかその辺の主旨が、私もうっかりしてまして、常任委員会の中で充分ちょっと聞き取れなかったのです。それからこれに変わった経過なり、目的を少し教えて頂きたい。このように思います。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）先ず、主旨は当初からずれてないと思っています。先ず当初からも節目節目に払うという事で、昨年までは一応課税非課税という枠がまずあったということ。これをまず撤廃したいということが1点でした。それと毎年同じ方に年金という格好でお配りするより節目節目の御祝金という格好で名前を変えていこうかという事で今回当初からの案で進んでまいりました。ただ当初とかわったところは、その節目に77・88・100という3つの区切りでスタートをしたのですが、それで当初予算は国保の方へ上程させて頂きました。そのときに副町長のほうからの提案説明のございました通りこれは6月のほうで、又再度見直しをさせて頂きたいという事であったと思います。そのことを受けて今回6月に改めて条例とともに補正予算を提出させて頂いたということでございます。

議長（小林一則君）他に質疑ございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。これを以って本案に対する質疑を終結致します。

議長（小林一則君）次に、日程第3．議案第42号町税条例の一部改正についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する質疑を終結致します。

議長（小林一則君）次に、日程第4．議案第43号 玉城町福祉年金支給条例の一部改正についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する質疑を終結致します。

議長(小林一則君)次に、日程第5．議案第44号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する質疑を終結致します。

議長（小林一則君）次に、日程第6．議案第45号 玉城町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する質疑を終結致します。

議長（小林一則君）次に、日程第7．議案第46号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する質疑を終結致します。

議長（小林一則君）次に、日程第8．議案第47号 平成20年度玉城町一般会計補正予算（第1号）乃至日程第10．議案第49号 平成20年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）を一括議題としてこれより質疑を行います。今期定例会の日程案の通り後日予算決算常任委員会において詳細な審議を頂く事としておりますのでここでの質疑は、町長の提案理由の範囲を対象に行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（『異議なし』の声）

ご異議なしと認めます。よって質疑は一括上程されました議案第47号乃至議案第49号についての町長の提案理由の説明の範囲を対象に行います。発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）町長の提案説明の中に、有田児童クラブ建設工事費アスベスト含有検査のほか、というふうにご説明があったのでございますがこのアスベスト関係におきましては、規定が変わって他のものが加わったのでという事ですが、その内容については耳で聴かせてもらいまして物品名というのはなかなか聞き取れないと思いますので、その基準の変わった所というのは、明日の委員会でお渡しを頂きましてお示しを頂きたいとこのように思いますので、先ずは、議長にその手配をお願いしたいと思います。そして、本日ここにおきましてお伺いしたかったのは、このアスベストに関わりまして、すでに各自治体において小中学校の食器乾燥機の中に使われておりますアスベストを心配しもうとくに入れ替えをしております新たなものに取替えております。ところが玉城町では7基だったかと思っておりますがその中のたった1基だけを取り替えただけで、後のものは取り替えられていない。50万未満の金額でできるものでありますし、大勢の子どもに命に直接かわることでございます。ところがそれがもし洩れ出しても早速に明日お腹が痛くなるとか、今晚お腹が痛くなるとかといったそういう症状が出ない非常に怖い形で後に症状が出る命を脅かすというものでございます。私は、これまで一般質問でも何回もこの点を申し上げてきた所ありますが、町長は先ほど敬老を祝いする、お年寄りを敬いお祝いをするという事で、大変いいお話を聞かしてもらってきたのでございますが、子供のことはどうなんやと、いうことを非常に心配しております。どちらも重んじてやっていただきたい。このように思って質問してきたわけですが、このアスベストに関わって教育委員会も力を注いでいると思いますが、この点食器乾燥機これは早く取替えをする。単年度でできることではありませんか。そんな大きな金額ではないわけですから、いくらになってしまうのでちょっと無理なんですわ、5千万ぐらいかかるんですわ、こういうんですと私たちも考えならんかと思っておりますが、でも健康の問題でしたらそれでもせんならん。ところが500万かからないような事ではないかと思っております。お伺い致します。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）以前にもお答え申し上げましたように、現在、密閉された状態でございます全くその害を及ぼすというふうなことではございませんけれども、これも年次計画をもって早い時期に取替えをしていきたい。と思っております。以前から申し上げている通りでございます。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）他の自治体では子供の健康を案じて、早速全部取替えたもう何年も前に、ところがまだ、ようやく1基取り替えただけというそういう行政の在り方について私は、非常に問題があると思っておりますけれ

どもそんなに何故、固くなに子どもの安全の問題についてを皆さんは心配しているのに、町長たちがそんなにのほほんとしているのですか見た目に毒殺されるあの劇場のような状態が起こらなかったら貴方は、これで安心やとそんなふうにも思っているのですしたら、これは非常に問題があると思っています。教育委員会もこういう町長さんを相手にするのは非常に大変かと思えますけれども、住民の皆さんも案じておられます。力を尽くしてもらいたいということをお願いしましてこの件については終わります。今年からスタートした特定健診の受信率向上のために諸支出金において玉城病院の内視鏡の購入に繰り出しを致しますという事でお話を伺いました。後期高齢者医療が創設されましても引き続いて人間ドックを行うという、県内のお話しですが市もありますし脳ドックを行うというお話しも届いております。玉城町においてはこの後期高齢者医療が発足する以前からもうすでに、75歳以上の方の人間ドックは中止をしておりますが、私は、せめて脳ドックはやっていくということは大事なかなと思っていますのですが、この点につきまして折角の玉城町の直営の病院でございます。この病院を十分に活用するという意味からもぜひこの脳ドックは75歳以上になっても導入する又、公費による支援もするこういった取り組みでやってもらいたいと思っておりますし、それから又高貴高齢者になりました場合に健康診断、正式な名称は忘れましたが、その健康診断に当たりましては、個人が500円ということになっているようですが、これを自治体が負担して高齢者の負担はゼロすると、負担はとらないという方向が打ち出されてきています。それと申しますのもこの後期高齢者医療の発足によりまして保険料は高くなるわ、医療の制限は受けるという事で非常に問題が多い、それを少しでも補おうというこういう動きからかなと、このように思っています。そういったことから病院にも一般会計から繰り出しをし健康を増進するという目的でなされるわけですが、この際は、胃カメラについての支出ですがこれまでもMRI、その他一般会計から繰り出してやってきていることとでございます。町長今後の施策についてお伺いしておきたいと思えます。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）今後の施策についてのお尋ねでございますが、提案説明の中でも病院・老健の事務長から説明申し上げましたようにずーと最近の状況を眺めてみますとこの医療機器の充実をしております、その利用による受診率が非常に高くなってきておるといい状況でございますので、努めて今後におきましてもご理解を頂きながら病院の内容の充実を努めてまいりたいと思っております、できるだけ多くの皆さん方そして又、特に特定健診保健指導が始まりましたから、この時点で玉城町の状況がどう

いう内容になっているのかと、いろんな皆さん方の分析をしながらより効果的なものを検討していかなければいけないと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

議長（小林一則君）ほかに質疑ございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。これを以て、一括上程されました議案第47号乃至議案第49号本案に対する質疑を終結致します。

暫時休憩いたします。

（付託表配布）

議長（小林一則君）再開いたします。お諮り致します。本日質疑を終了いたしました議案第47号平成20年度玉城町一般会計補正予算（第1号）乃至議案第49号平成20年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）の各議案につきましては、お手許に配布いたしました付託表の通り予算決算常任委員会に審査付託を致したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（『異議なしの』声）

ご異議なしと認めます。よって議案第47号乃至議案第49号については議案付託表の通り予算決算常任委員会に付託することに決しました。

只今、予算決算常任委員会に付託されました議案審査をお願いいたしたいと思っております。日程につきまして事務局長から報告致します。

事務局長 大南友敬君

事務局長（大南友敬君）予算決算常任委員会審査の日程を報告致します。来る6月16日月曜日、午前9時より第4会議室において委員会を開催いたしますので定刻までにご参集をお願い致します。以上でございます。

議長（小林一則君）只今事務局長の報告の通り、予算決算常任委員会審査をお願い致します。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。お諮り致します。議案精査のため明日13日から16日までの4日間休会と致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（『異議なし』声）

ご異議なしと認めます。よって6月13日から16日までの4日間休会とすることに決しました。

来る6月17日は午前9時より本会議を再開し、委員長報告、各議案の討論採決を行ないますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これを以って散会致します。

（午前9時38分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

玉城町議会議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員